

長浜市訓令第29号

長浜市組織機構等の変更に伴う内部統制関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市組織機構等の変更に伴う内部統制関係規程の整理に関する規程

(長浜市コンプライアンス推進本部設置規程の一部改正)

第1条 長浜市コンプライアンス推進本部設置規程(平成22年長浜市訓令第39号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

未来創造部長
北部政策局長
市民協働部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業観光部長
都市建設部長
下水道事業部長
防災危機管理局長
議会事務局長
会計管理者

(長浜市内部統制連絡会議設置規程の一部改正)

第2条 長浜市内部統制連絡会議設置規程(令和5年長浜市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

総務部次長
未来創造部次長
市民協働部次長
市民生活部次長
健康福祉部次長
産業観光部次長
都市建設部次長

下水道事業部次長
防災危機管理局防災危機管理課長
議会事務局次長
教育委員会事務局次長

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。